

**陸前高田市地域公共交通会議設置要綱の一部改正及び
運賃協議分科会設置要綱の制定について**

1 趣旨

従前、地域公共交通会議において協議してきた運賃について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（すなわち、地域公共交通会議とは別の会議等で協議する）よう、関係法令の改正が行われたことに伴い、陸前高田市地域公共交通会議設置要綱（以下「交通会議要綱」という。）を一部改正するとともに、新たに運賃協議分科会を設置しようとするもの。

2 交通会議要綱に係る改正の内容

改 正 前	改 正 後
（協議事項） 第2 、、、（略） （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、<u>運賃及び料金</u>に関する事項 （2）～（6） 、、、（略） （分科会） 第9 第2各号に掲げる事項_____について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。 2 、、、（略）	（協議事項） 第2 、、、（略） （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様_____に関する事項 （2）～（6） 、、、（略） （分科会） 第9 第2各号に掲げる事項<u>及び運賃、料金</u>について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。 2 、、、（略）

3 陸前高田市運賃協議分科会設置要綱（案）について

2 頁目以降のとおり。

陸前高田市運賃協議分科会設置要綱（案）

（設置）

第1 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、同条同項に規定する運賃・料金等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、陸前高田市地域公共交通会議設置要綱（平成25年告示第90号。以下「要綱」という。）第9第1項に規定する分科会として陸前高田市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 分科会は、次の事務を所掌する。

- (1) 協議運賃に関すること
- (2) その他分科会が必要と認める事項

（組織）

第3 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 陸前高田市長が指名する職員
- (2) 協議運賃を定めようとする路線（以下「当該路線」という。）を運行する又は運行を予定する一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長が指名する職員
- (4) 住民又は利用者の代表する者として市長が指名する者

2 構成員のうち前項第1号、第2号及び第3号に掲げる者については、分科会に代理人を出席させることができる。

（分科会長）

第4 分科会に分科会長を置き、第3第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名した構成員がその職務を代理する。

（会議）

第5 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、書面等にて開催することができる。

3 会議は、原則として非公開とする。

4 会議の議決は、出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

（協議結果）

第6 分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第7 分科会の庶務は、市民協働部まちづくり推進課において処理する。

（補則）

第8 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が陸前高田市地域公共交通会議会長に諮り定める。